

第 1 2 9 7 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日 木曜日
開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 1 時 3 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委 員 長 藤原 勝紀
委 員 星川 茂一
委 員 奥野 史子
委 員 秋道 智彌
委 員 鈴木 晶子
委員・教育長 生田 義久

4 傍 聴 者 0 人

5 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分, 委員長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 2 9 6 回京都市教育委員会会議の会議録について, 全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

報告 2 件

イ 報告事項

第 3 次京都市子ども読書活動推進計画（仮称）策定について

（事務局説明）

○ 俣野家庭地域教育支援課長

平成 1 6 年 4 月に「京都市子ども読書活動推進計画」（計画期間：平成 1 6 ～ 2 0 年度）を, 更に平成 2 1 年 4 月に「第 2 次京都市子ども読書活動推進計画」（計画期間：平成 2 1 年度～平成 2 5 年度）を策定し, 子どもたちに読書の楽しさや素晴らしさを伝える取組や読書環境の整備を図ってきた。

第 2 次計画期間が今年度末で終了を迎えるにあたり, 学識経験者や読書活動推進団体, 市民公募委員等の参画による「第 3 次京都市子ども読書活動推進計画策定会議」を本年 6 月にたち上げ, 児童・生徒とその保護者を対象に平成 2 5 年 7 月に実施した「アンケート調査結果」などを参考に, 家庭・地域・学校等が社会全体で子どもの読書活動推進を進めるための「第 3 次京都市子ども読書活動推進計画（仮称）」（案）を平成 2 6 年 3 月末を目途に策定する。

(委員からの主な意見)

- 各学校の選書はどのように行われているのか。
- 学力向上や広い見識につながる読書の仕掛け及び読み方の質の向上が必要。学力の基盤として必ず出会うべき本とは何かを提示できているか。
- 学校図書館とクラスをつなぐ役目を学校図書館運営支援員が担えるよう、学校の教員がマネジメントすることが必要である。
- 単に読み聞かせをするだけでなく、もう一步踏み込んで、読書がなぜ大切か等を伝えていく必要がある。
- 年齢が上がるにつれて、不読率が上がるが、朝読書はノルマとして行っているのに、そうではなく、自ら楽しみながら進んで本を読むようになることが大事。価値観が多様化する中、読書の大切さについて子どもへのアプローチの仕方が大事。
- 親が読書を楽しんでいる姿を子どもに見せるのが効果的だが、実際、親が本を読むのは子どもが寝てからが多く、大人も子どももいかに時間を捻出するかが課題になる。
- 日本では黙読が主流だが、音読も大切。聞き取る力を身につけるためにも、読み方についても発信できるとよい。
- 妊娠期の親への啓発は大事。また、8ヶ月健診時の「絵本ふれあい事業」だけでなく、もっと様々な機会を増やして啓発してはどうか。
- 読書の意義が変わってきているなか、「本を読むことはよいことだ」というのが前提になっているが、今一度、読書や活字がどういう意味をもっているのか、活字で伝える文化のあり方を考えていく必要がある。

(事務局)

- 選書については、各校共通したものではなく、各学校の判断に任せているが、読書ノートに掲載している各学年のおすすめの本や教科書関連図書などを参考にしながら選書されている。
- 学校図書館運営支援員は教職経験者や司書資格保有者にお願いしているが、支援員任せにならないように学校に注意を促している。また、教科学習と関連付けて学校図書館を活用できるよう、支援員の資質向上を図るとともに、学校図書館を活用するための実践事例集の作成を検討している。
- 策定会議でも、今の子どもは忙しく読書する時間もないという意見もある。そうした中では学校での朝読書も一定の効果があると考えるが、子どもたちの自発的な読書につながるような取組も検討したい。
- 本日いただいた御意見もふまえ、しっかりと見直しを行ってまいりたい。

「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直し等について」

(事務局説明)

○ 俣野家庭地域教育支援課長

「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」の施行から3年目を迎え、6月には、人づくり21世紀委員会から、憲章の更なる普及等に関する提言が市長に提出された。また、8月には、「憲章の実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直し」について検討を進めるため、市長から「子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」に対して諮問がなされた。

現在、推進協議会において、「憲章の普及のための取組」や「緊急の方策」、「ソーシャルメディアの不適切対策」、「親支援のための取組」等を中心に議論いただいているとともに、10月には、市民公聴会を3回開催し、広く市民の皆様から御意見をいただいた。

今回、推進協議会において答申案が作成されるとともに、答申案に対するパブリックコメントや市民フォーラムを開催する。

答申案に関しては、まず、憲章の普及のための取組について、憲章の理念をわかりやすく伝えとともに、市民が憲章により親しみをもち、身近なものと感じられるようにするために、「憲章の愛称及びロゴマークの制定」や「スマートフォンアプリ等の活用など若い世代にも効果的な広報啓発、情報発信の充実」などが盛り込まれている。

また、緊急の方策については、条例制定後、国・京都府での法整備や京都市における取組が進められている状況等を勘案し、京都市独自の罰則規定については、今回見送るべきとの答申案である。

次に、ソーシャルメディアの不適切利用対策について、条例制定後のスマートフォンの普及に伴い、ソーシャルメディアが、子どもたちの間に急速に広がり、保護者の知らない間に子どもたちがこれらを介して犯罪等に巻き込まれたり、長時間にわたる利用（依存状態）などにより生活を乱したりするケースが増加していることから、条例の見直しの方向性として、「保護者が携帯電話等を子どもに利用させるときに、ソーシャルメディアの利用に関する取り決めをするよう努めることを求める」や「ソーシャルメディアの不適切利用対策を進めるため、保護者の取組への協力義務を課す対象事業者（インターネット関連事業者）の拡大を規定する。」などとなっている。

その他、「親支援のための取組」や「真のワーク・ライフ・バランスの推進」、「京都市における推進体制の整備」について答申案がまとめられている。

(委員からの主な意見)

○保護者の認知度が低いため、更なる周知を行ってほしい。

○なかなか憲章を覚えることは難しいため、愛称・ロゴマークは非常に大事。

○スマートフォンアプリは、ただ単に情報を一方的に流すだけでなく、母親たちが交流できるようなものになればよい。

○すでに憲章を実践している人は多いと思う。そのような人に認定ステッカーのようなものを渡すなど、引き続き自信を持って実践してもらえるようにする取組が必要である。

○憲章は市民の誓いであるので、様々な場所で唱和することも大事。

○憲章のことばと関連付けた「ゆるキャラ」や「キャッチコピー」のようなものがあってもよいと思う。

○成人式において、成人の仲間入りする若者たちに憲章を伝えることができないか。

若い世代の人が実は一番子どもから離れたところにいる存在。その世代をうまく活用するべき。

(事務局)

○本日、憲章の市民への認知を向上させるためのアイデアについて、様々な御意見をいただいた。今後のパブリックコメントでの意見も含め、引き続き、憲章の普及及び実践の推進に向け、取組を進めていく。

(4) 閉会

11時30分、委員長が閉会を宣告。

署 名 委員長